

# 日本仲裁人協会会報

Japan Association of Arbitrators Bulletin

第1号

日本仲裁人協会 〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3  
日本弁護士連合会内 TEL 03(3580)9870 FAX 03(3580)9899

2004年5月

## 仲裁・ADR研究と研修の展望

日本仲裁人協会理事長 澤田壽夫

### 1. 対象—あらゆる裁判外紛争解決手段—仲裁とADR

1970年代にADRという言葉が米国で広く使われ始めた頃、それは仲裁を含むすべての裁判外紛争解決(Alternative Dispute Resolution)を意味し、米国では今も一般にそのように理解されている。21世紀に入ると、WTO、ICC(国際商業会議所)国際仲裁裁判所などの国際機関は、紛争処理方法を、国家機関による強制を伴うものとそうでないものに二分し、前者すなわち訴訟と仲裁を一つに纏め、そのほかの調停などをADRとした<sup>1</sup>。日本仲裁人協会規約を起草した方はその分類法を採って、ADRを仲裁以外の裁判外紛争解決手段としたうえで、協会は仲裁とADRの研究、普及及びそれらの関係者の養成、研修をその目的にするとされた<sup>2</sup>。つまり、仲裁人協会という名称に関わらず、あらゆる裁判外紛争解決手法が協会の業務対象となっている<sup>3</sup>。

### 2. 先覚者

不肖理事長の任に就いた日の挨拶で、既に他界された先覚者のうち、四人の方々を追想し、それらの方の業績が今も生き続けるという理由で没年を示さなかった。

マーティン・ドムケ(Martin Domke)教授(1892-)。アメリカの仲裁法学の開拓者で、長年にわたりアメリカ仲裁協会の役員であるとともに、ニューヨーク大学特任教授として、仲裁法のロースクール科目としての認知に貢献され、「ドムケ商事仲裁」の名著を著された。

1960年代前半のコロンビア大学ロースクールのホールには、しばしば学生相手に熱弁をふるう小柄な教授の姿があった。当時、仲裁については、それが民事訴訟の亜流のような何か特殊な紛争解決手続で、確たる法律や判例に基づかない手続といった偏見しか持っておらず、仲裁法の講義もとらなかった。しかし、後に「ドムケ商事仲裁」の校訂者になったゲイブ・ウィルナー(Gabriel M. Wilner)とともに、課外活動として、コロンビア国際法雑誌の編集に携わり、彼との会話を通じて、仲裁は、何世紀にもわたって商人の知恵が築いた貴重な紛争解決手段であることをおぼろげながら知った。これが最初の仲裁との出会いで、その後法律事務所勤務を通じて、折々仲裁を勉強するきっかけになった。「ドムケ商事仲裁の法と実務」は、今も仲裁に携わる人の座右に置く労作である<sup>4</sup>。

鈴木竹雄先生(1905-)。弁護士としての頼りない最初の一步を、松本烝治事務所まで踏み出させてくださった商法の恩師である。また法務省特別顧問であられた先生の配慮で、仲裁模範法を審議、採択したUNCITRALへの代表を務めるようになったが、それを通じて、無言の教えを垂れくださったと思う。それは何世紀にもわたって、商人がつくってきた実体商行為法としてlex mercatoriaなどがあり、手続法として仲裁法があるということだ。当時仲裁法が民事訴訟法の最後尾に置かれていたことが、仲裁が民事訴訟の亜流であるといった偏見の一因だったろうが、仲裁の実務を少しずつ経験するうちに、仲裁法

は民事訴訟法とは違う歴史を辿った商事法で、国境無き社会の伸びやかな紛争処理の手段であることを理解するようになった。

ミシェル・ゴデ (Michel Gaudet) 氏 (1915-)。第二次大戦後、戦のないヨーロッパを実現したヨーロッパ石炭鉄鋼共同体とヨーロッパ共同体の法務部門の立ち上げに尽瘁、1977年から1988年まで I C C 国際仲裁裁判所所長として、ほとんど倍増していった事件に対応するため、裁判所会議開催の中間に、一定の作業に限って委員会による処理を可能にしたり、事務総局を強化するなど、将来を見据えた対策を次々に実施された。1988年、I C C A 東京会議のため来日されたついでに拙宅まで見えて、副所長就任を依頼されたが、東アジアと世界情勢の冷静な分析、熱意と温かいお人柄は忘れられない。その直後に所長を辞されるなり、多年の蓄積を後進の研修に生かすべく、仲裁人ほか A D R 関係者の I C C 研修プログラムを創始された。今に続くこの事業は、日本の同種の試みに貴重な示唆を与えるに違いない。<sup>5</sup>

喜多川篤典 (とくすけ) 教授 (1916-)。第二次大戦後、シベリア抑留から帰国されて、商法学者の道を辿られた教授は、田中耕太郎先生に代っての鈴木竹雄先生の指導を受けられ、都立大学助教授、教授として商法を担当されたが、1962年「商事仲裁の法理序説」によって、東京大学から法学博士の学位を受けられた。各所で商事仲裁の効用を熱烈に説かれる様は宣教師のようで、その学術的論文は「国際商事仲裁の研究」に収録された。敗戦後日本が徐々に国際社会との関わりを持って高度成長にいたる時代に、「仲裁といえば喜多川教授というのが、いつしかわれわれの間の常識となる程」だった (上記学術論文集鈴木竹雄先生はしがき)<sup>6</sup> という。

### 3. 仲裁とADRの今日の有用性

今日の日本で、仲裁、A D R を盛りたてようとする意味はどこにあるのだろうか。まずメニューを豊かにする意味がある。提供する料理を一品に限って、その質の向上に注力するのもよいが、選択肢が豊かであるのも望ましく、訴訟の改善を工夫するとともに、仲裁、調停、仲調、そしてそれらよりも馴染みがないと思われるため以下にごく簡単に説明する紛調委 (D R B)、紛裁委 (D A B)、早鑑 (E N E) などの手続やそれらを併用するメニューがあるとよいし、新しい手法の開発も可能である。

仲裁については、古くから特徴とされてきたところ、たとえば迅速なことが今でも全く同じとはいえない。たとえば複雑の度を増している仲裁事件には、かなりの時間を要するものが少なくない。しかし原則として、仲裁には上訴が無いために、その点では確実に迅速である。<sup>7</sup> さらに手続の形成が自由であることは柔軟な判断を可能にする。また裁判所でも、知的財産権紛争について専門部を置くなどの工夫がこらされているが、仲裁人は当事者が選ぶので、真の専門家の選任も可能である。<sup>8</sup> 巧みな仲裁指揮によって裁判よりも出費が少ないと思える場合もある。秘密の維持は、世界的には依然仲裁の特徴である。

調停は国内事件に多用されてきたが、近年は国際商事紛争にも用いられ、それが仲裁の訴訟化からの逃避とみられる場合もある。仲調は仲裁手続の間に仲裁人が調停を試みる手法で、<sup>9</sup> 日本が外国に誇りうるこの手法は仲裁法でも認知され、<sup>10</sup> これに磨きをかけることが日本の仲裁の一つの活路である。磨きをかけるとは、たとえば紛争が存在しても、当事者が建設的な協調態勢に入れる微かな希望がある場合に、その実現を図る手法を洗練されたものにしてゆくことである。互いに納得して紛争を終らせる、できれば形だけでない握手ができる、さらに可能ならば前向きに力をあわせると決められるのが理想である。その積重ねが必ず社会を明るくする。なお通常、紛調委 (D R B : Dispute Review Board) は、不服の場合に仲裁又は訴訟に赴ける簡易勧告手続、紛裁委 (D A B : Dispute Adjudication Board) は簡易裁決手続で、裁決に不服の当事者も、仲裁判断又は裁判の判決までは拘束される手続、早鑑 (E N E : Early Neutral Evaluation) は、各当事者が要求を提示して、交渉、調停、仲裁のいずれで解決の見込みがあるか鑑定を受ける手続である。

## 4. 欧米での仲裁・ADRの活発な利用と研修

仲裁秘密保持の伝統を重んじれば、仲裁、ADRの当事者や事案を公にする記事は好ましくないが、或る雑誌は2001年以降の顕著な仲裁事件を取材、争いの額の順に発表した<sup>1)</sup>。紙面の限定のため、その最初の4件を、省略した表に纏めると、1. Scotts (米) 対Aventis (仏) 等 (仲裁機関ICC) (争いの上限額260億ドル)。ScottsはRhone-Poulencの芝生関連事業を買ったが、R-PとHoechstの合併計画を知らなかったSは、激甚な競争に直面するとして合併差止と損害賠償を求めた。2. Lamso (英) ほか対BP (英) (ロンドン国際仲裁裁判所) (上限70億ドル)。イラクのクウェイト侵攻後の油田近代化JVの当事者が英国巨大石油会社に合併され、他の当事者が原契約通りの履行を求めた。3. Unicover事件 (ad hoc) (約20億ドル)。再保険プーリング事件。4. Telecom, Indonesia (インドネシア) 対Aria West (インドネシア) (ICC) (13億ドル)。固定電話網建設をめぐる、国による排他的権利の撤回、料金にインフレを反映させなかったとしての損害賠償請求。欧米では、このように常設機関とad hoc双方の仲裁、そして米国CPRがおこなう三日間にわたる調停人研修などが極めて活況を呈している。

## 5. 日本仲裁人協会事業の展望

ADRを振興しよう、司法教育と連携したADR研修に国民の理解を得ようといった、あまり反対されることもない標語が唱えられているが、具体的にどんな手段を講じなければならないか。仲裁人協会は、国内と国外双方の仲裁、調停を射程に入れているが、日本の会社が国際仲裁の当事者になる場合、代理人にも仲裁人にも外国人を起用し、結果がよくない場合も少なくない。その一因は明らかに日本で国際事件の代理人、仲裁人を務められる人が極めて少ないからである。欧米そしてアジアの先進国で、国際事件、国内事件を問わず仲裁、調停にかかわる人々の養成そして技術向上研修が大々的に行われているし、研究も盛んである。日本でもこれを行わなければならないとして協会が誕生した。まず二つのことを実施しなければならない。一つは仲裁、ADRに関する研究で、実務家と学者による実務的な研究と学術的研究（それは相互補完的である）を仲裁人協会という一つの屋根のもとで行うことになっている。いまひとつは研修で、外国で行われているような何らかの認定制が可能かも考えてゆくことになろう。これらの推進には、当然、人と継続的な資金を要する。船は、進水し艀装を了えて航海に乗り出す。協会の始まりは、いまだ進水しない船体を大洋に乗り出させたようなものであった。日本には、各界に素晴らしい若者、熟年者が多い。熱意あるいはアイデアのある人と資金、これが協会の活動を、まずはアジアの先進国のレベルに追いつかせる夢を実現できるよう、ともどもがんばってゆきたい。

<sup>1)</sup> International Trade Centre UNCTAD/WTO, Arbitration and alternative dispute resolution 33-46 (2001). ICCではADRが仲裁のように強制可能な手続を含まないことをはっきりさせるため、それが Amicable Dispute Resolution の略であるとし、機構上も仲裁とADR担当者を分離した。

<sup>2)</sup> 日本仲裁協会規約（以下“規約”）第4条。

<sup>3)</sup> 規約第4条、第5条。

<sup>4)</sup> G. Wilner, Domke's The Law and Practice of Commercial Arbitration (rev. ed. Supp. 2003).

<sup>5)</sup> 14-1 International Court of Arbitration Bulletin 5 (2003).

<sup>6)</sup> 喜多川篤典、国際商事仲裁の研究 i (1978).

<sup>7)</sup> 仲裁判断を以て最終とするのでなく、たとえば法の適用に誤りがあれば、司法裁判所の判断を仰げるといった合意をすれば、長年月と膨大な費用がかかりうる。

<sup>8)</sup> もっとも、専門家でなくとも、優れた仲裁人は適宜鑑定を得たりしながら、極めて妥当な結論に達し得る。

<sup>9)</sup> かつてアメリカの med-arb という語に倣って調仲という語を用いたが、仲裁手続中の幾度かの調停でなく調停前置を指すような誤解を招くため、字を逆転させた。

<sup>10)</sup> 仲裁法第38条4。

<sup>11)</sup> M. Goldhaber, Big Arbitrations, American Lawyer Focus Europe Summer 2003 23-36. 紹介するだけで、筆者の立場上、内容については一切コメントしない。

# 日本仲裁人協会 発会によせて

〔協会発会時〕日本弁護士連合会会長 本林 徹

本日は大勢の諸先輩、著名な学者・実務家の方々がお出席されておられますが、ご指名ですので、仲裁人協会発起人総会の開催に際して、一言ご挨拶させていただきます。

ご承知のように、長年の懸案でありました仲裁法が今通常国会で成立し、今月1日に公布、来年早々には施行ということになっており、仲裁人協会の設立はまさに時宜にかなった、絶妙なタイミングであります。

私自身、仲裁人・仲裁代理人として仲裁事件を取り扱った経験がありますし、又今回仲裁人協会設立の機縁となりました法務省と日弁連が共催しました国際仲裁代理研究会においても、有識者委員ということで参加しており、仲裁の活性化に関しては、大きな関心を持っております。日弁連としても、仲裁・ADRに関しては、これを重視しており、常設委員会としてADRセンターが活発に活動しておりますし、夫々の弁護士会においても仲裁センターを設置して、紛争の迅速な解決のために努力をしているところであります。他の団体とのADRに関する協力としては、日本弁理士会との共同による日本知的財産仲裁センターがあり、最近では、各地の弁護士会が地元土地家屋調査士会と共同してADRを発足させております。この様に日弁連、そして各単位会におけるADRへの取り組みは、大きく進んでおります。

日弁連としては、今後も更に、仲裁・ADRに対し、その活性化のために尽力を惜しまないつもりです。仲裁人協会の活動に関しましても、事務局の設置など、日弁連として可能な限りご協力をさせていただき所存でございます。

仲裁人協会は、その規約案によりますと、「仲裁人・調停人の養成と仲裁その他ADRの実務を研究することにより、日本における国際・国内仲裁ADRを活性化すること」を目的とされております。

言うまでもなく、仲裁人・調停人など手続主宰者が、それぞれの手続きで果たす役割は極めて重要であり、その成否は、仲裁人の能力・力量によると言っても過言ではありません。優れた仲裁人・調停人の養成は、将来、仲裁・調停がより良き紛争解決手段として日本に根付くための必須不可欠の要件であります。

仲裁人協会設立発起人のメンバーには、各界の第一人者の方々为名を連ねておられ、その多くの方々が本日の総会に、はせ参じられたということは、まさに壮観であり、協会の発展を約束する素晴らしい出発の日となったと思います。

皆様の格別のご協力をいただき、仲裁人協会が、その役割を十二分に果たし、仲裁・調停などADRの発展に多大の寄与をされることを心より祈ります。

## 仲裁人養成の重要性

研究部会長 高桑 昭

私は、従来から仲裁の手続面の整備と実務での工夫によって、仲裁を使い易くすることが必要であるが、それとともに仲裁人に人を得なければ、具体的事案の解決においても仲裁制度としても、仲裁は機能しないのではないかと考えていました。10年以上も前に仲裁研究会の席上で仲裁人養成の必要について言ったことがあります。直ちには実際の動きにつながりませんでした。しかし、最近仲裁人養成の講習会があって、それがまずまずの成功を収め、それが発展してこのような協会の発足となったことは結構なことであり、また、然るべきことと思います。

私は民事紛争の解決の基本は民事訴訟と考えています。これは歴史的にそうであり、今後も、強制力を公権力に集中させているかぎり、それが原則であります。これは国内事件だと涉外事件だとを問いません。その意味で、私は裁判と裁判所の応援団の一員であることにおいて人後に落ちないと思いますが、現在のわが国の裁判にはいささか心もとないところもあります。このたびの司法改革の発端の一つは、日本の裁判所が企業への権利の救済にも紛争の解決にも役立っていないということにあったと思います。

近時多くの先進国でも司法の機能が悪くなって、改善すべきことは、各国とも多いのです。その不満は、裁判に時間がかかり過ぎるという手続上の問題もありますが、裁判における判断の内容、当否にもあります。すなわち、判断の適確さの問題です。これは事実認定の問題ではありません。当事者にとって重要なことは、裁判であれ仲裁であれ、実体的判断の内容なのです。

裁判官が一定の分野の紛争について適当な知識経験をもっているかどうかは、判決を待たずとも、口頭弁論での釈明の求め方をきけば直ちにわかるし、証拠調の仕方でもわかります。裁判官が通常経験していること或いは想像できることの範囲を越えると多少心もとないのです。簡単にいえば、市民型民事事件はわかっても商事事件はわからない、まして海事事件に於いておやということ。最近の法律実務はとみに専門化してきました。当事者からの資料をよく読んでしばらく時間をかけ、わかったというのでは、結論はよいとしても、当事者の信頼を得るにはあまり役に立たない。誤解のないように申し上げますが、ケチのつく判決が多いというわけではありません。しかし、東京地裁にも専門部はありますが、その多くは手続面の相違によるのであり、実体面で機能しているのは知的財産権部と交通事故部ぐらいではないかと思えます。あとは手続が異なるために分かれているだけで、内容的な面で専門部とは言いかねます。これではいささか頼りない。このようなことは第一審だけでなく、控訴審、上告審でも基本的に変りません。ですから、私は少くとも私の専門とする分野では、その判断にあまり信頼をおいていないことも少なくないのです。例えば、海商法や国際民事訴訟法のことをほとんど御存知ないと思われる裁判官の判決をそのまま有難くいただくというわけには参らぬ。ともかく、これは裁判官の養成方法と選任方法、ひいては法曹教育の仕方にまで遡る根の深い問題で、早急には改らないでしょう。

これに対して、仲裁では、仕組としては、当事者が信頼する適当な人を仲裁人として選ぶことができる。これは仲裁の大きな特色です。このことは仲裁が民事紛争の解決方法として良く機能するかどうかは、それが人々に使い易い手続であるかということに加えて、その結論が適正にして納得できるものであるかということにかかることを意味します。仲裁手続によって適正な判断を得るためには、仲裁人に人を得ることが肝要です。仲裁人の判断が適正でなければ、手続や形をいくら工夫してみたところで、人々の信頼は得られないでしょう。すなわち、仲裁に対する信頼は仲裁人に対する信頼であるということです。そのためには有能な仲裁人が存在し、これを利用することができる状態でなければならない。それには、そのような仲裁人を養成しておく必要があります。これを具体的にいえば、それぞれの法分野における専門的知識を持って、必要に応じて仲裁人が務まる人材が多数存在する態勢を作っておくということです。

私が専門家というのは、実務や技術に詳しい人ということではないのです。それぞれの分野の法律の専門家ということです。その理由は、法的判断のためには専門的法知識がなければならない。したがって、単なる実務家や技術者であって一般的な法的素養があるという程度では足りない。実務家や技術者には優れた能力の方々が少なくないので、実体法と手続法の要点を十分に知っていただく。また、現在の法律事務は非常に専門化しているので、法律家は特定分野の専門家でなければならない。それは実務や技術の細部の知識を前提としながらも、その分野の法的知識において詳しいということであれば

ならない。しかし、専門家といっても、社会一般の法的価値判断をわきまえている必要がある。そうではないと、専門家の弊害或いは独善に陥るおそれがある。

このようなことで、仲裁人を養成することに早急に着手し、それを軌道に乗せる必要があると思い、私はこの協会の設立と活動に賛成する者であります。仲裁手続法の研究、仲裁実務の工夫も重要ですが、仲裁を意義あらしめるためには、仲裁人の養成についても考えておく必要があると思います。

## 日本仲裁人協会の発足から将来

研修部会長 花水 征一

### 1. 日本における仲裁の活性化に向けて

平成12年、日弁連、仲裁機関、法務省、経済産業省、国土交通省、それに学識経験者を加えて、国際仲裁連絡協議会が設けられ、仲裁機関の意見交換、仲裁活性化のための活動が始まった。平成13年には模擬仲裁を、平成14年に仲裁人研修講座を実施した他に、平成13年にはADRのポータルサイトであるADR JAPANを開設し、運営している。ADRの活性化に最も必要である、ADRの実務研究とADRの手続主宰者である仲裁人、調停人の養成を行うことを主たる目的とする機関の開設が検討され、その結果設立されたのが日本仲裁人協会である。日本仲裁人協会の設立に際しては、澤田理事長をはじめとする多くの方々が、多忙の中、発起人の募集、規約の作成、事務局等、精力的な準備活動をされ、漸く昨年8月8日の発起人総会で発起人の賛同を得て、同年10月16日正式に発足した。協会の発足日である10月16日には、これを記念して、日弁連、(社)日本商事仲裁協会、(社)日本海運集会所及び日本知的財産仲裁センターの共催、法務省、司法制度改革推進本部それに経済産業省の後援で、新仲裁法のシンポジウムを開催することができた。

### 2. 協会の活動とその将来

国際取引は多くの企業にとり日常的な業務となっているが、経済大国である日本での仲裁件数は依然として極めて少なく、仲裁先進国である英米は言うに及ばず、中国、シンガポール、香港、韓国といった近隣アジア諸国と比較してもその件数の少なさは顕著である。日本での仲裁が少ない理由は色々いわれているが、国際的にも恥ずかしくない新仲裁法ができたこの時期において、仲裁の普及、仲裁人の養成を通じて、仲裁に対する国民の信頼を確立する為に果たすべき協会の役割・責任は極めて重要である。

協会は、ADRの研究、ADR主宰者の養成、ADRの普及という目的の為に設立直後から既に活動を開始している。研究に関しては、仲裁とADRの2つの部会が、それぞれ会員を中心とした研究会の他に、外部の講師を招いて公開講座を開催している。2月24日には米国のADR機関JAMS(元裁判官を中心とした組織)の著名な仲裁人であるウェインスタイン氏を招いて仲裁人の研修に関する講演会を開催した。他方、研修部会は、商事調停に関し、調停人研修のためのテキスト等の研修資料の作成のため、海外調査を含めその作業の準備中である。また、仲裁に関しては、秋には直ちに実務に役立つ実践的な仲裁人研修講座を予定している。研修は、今後の資格認定制度の問題とも関係するものでもあり、協会としては資格認定制度を検討している。

協会がその目的とする活動を満足できるように行えるには法人化が必要であり、現在法人化に向けた活動もなされている。

以上のような協会の活動は、将来における日本での仲裁そしてADRの活性化に必ず結びつくことは、欧米におけるADRの状況を見れば容易に想像し得るところであろう。紛争解決を業とする弁護士等の士業は勿論、各種の専門的知識を有する方々が、協会の活動に積極的に参加されADRの発展に寄与されることを切に希望するものである。

# 仲裁の世界へようこそ

弁護士 手塚 裕之

新仲裁法が施行されて、仲裁に関心を持つ実務家の方が増えておられることは、誠に心強い限りである。しかし、立派でモダンな仲裁法ができたとはいっても、日本ではまだまだ仲裁事件の数は米国その他仲裁先進国に比べてあまりにも少ない。事件数が少なく、公表された仲裁先例や仲裁に関する判例も少ないから、仲裁実務の知識・経験のある実務家もなかなか数が増えない。しかし、昨今の国際取引契約書の多くが仲裁条項を有しており、仲裁事件が増えない理由はない。従来、日本を仲裁地とした場合に、外国弁護士が仲裁代理人として関与できないとか、日本人仲裁人が和解を押しつけがちだとか、仲裁人の忌避申立が濫用的になされた場合に仲裁手続が遅延しかねない等の理由で、外国側契約当事者が日本を仲裁地とする仲裁条項を（日本側が被申立人の場合でも）嫌がるということも見られた。しかし、現行弁護士法等では国際仲裁については日本法が問題となる日本を仲裁地とする仲裁事件でも外国弁護士は当該外国で受任した仲裁事件の代理人となれるし、新仲裁法で仲裁人の和解勧誘には当事者の同意が必要であることが明記され、また忌避手続も判決手続ではなく決定手続となった。また、何より、110年も前の古い仲裁法で、アドホック仲裁で仲裁人の数の合意がないと2人仲裁が原則で、仲裁人の意見が割れたら仲裁契約が失効するなどという、いかにも時代遅れの規定が残っていたのでは、いくら仲裁合意や仲裁規則上そうならないようにするはずだといっても、外国側から見たら、気味の悪い仲裁法に見えたはずである。それが消費者契約仲裁・個別労働関係仲裁等の例外その他若干を除き、UNCITRAL模範法準拠の国際水準のモダンな仲裁法ができた、というのであれば、今後は日本を仲裁地とする仲裁条項は益々増えるであろう。

しかし、仲裁法がモダンで国際水準になったからといって、日本の仲裁実務が直ちに国際水準に追いつく保証はない。たしかに、日本の仲裁には日本の仲裁なりの工夫や優れた点もあり、とくに、国内の少額事件などで見られる仲裁と調停のハイブリッド手続などは、経験豊かな仲裁人の主導のもとに、裁判では解決困難な事件が早期かつ低コストに両当事者の満足する和解に導かれることも少なくない。しかし、国際商事仲裁については、日本における仲裁実務が外国の当事者・代理人からも仲裁先進国と同等の水準にあると評価されるようになるには、仲裁に携わる実務家や関係者の今後の努力が必要であろう。（多数を収容できる審問室の確保や日本在住の経験豊かな第三仲裁人の確保に一々苦勞するようでは仲裁先進国の仲間入りはできないが、こればかりは、仲裁代理人の努力ではいかんともしがたい。）米国のような仲裁先進国でも、仲裁実務は法律によって細部が決められているわけではなく、仲裁における私的自治の尊重と基本的フェアネスの要請という大きな枠組みの中で、実務の積み重ねによって国際水準のプラクティスが確立してきたのである。日本における仲裁を日本の裁判手続のミニ版・簡易版にするのではなく、国際商事仲裁ならば、あくまで国際水準に準拠させる努力が必要である。実際、旧法のもとですら、外国の仲裁で当然に認められることが日本で認められないのはおかしい、ということで、先例は聞かないが申し立ててみたら認められたという例はいろいろある。仲裁の秘密保持義務に違反して仲裁の進行状況を逐一ホームページに載せてアジテートしていた外国当事者に対して、米国流の強力なProtective Orderが出たり、日本の仲裁ではディスカバリはできないと主張して争点に関する重要証拠の提出に抵抗する日本当事者に対して日本の裁判所ではあり得ないような広いディスカバリ命令が出たり等々。日本は先例が少ないからできることも限られていると考えずに、海外にまで目を向ければ、参考となる先例・判例は多数あると考えるべきであろう。もちろん、英語による仲裁が増えていることから、英語での弁論・証人尋問等の経験を積むことも必要になるし、日本人代理人は日本法の精緻な議

論を法的バックグラウンドの異なる外国人仲裁人に理解可能なように英語で行う役割を期待されることが多く、一筋縄ではいかないが、これほど楽しく刺激的な分野はほかにはなかなかない、というのが実感である。一人でも多くの実務家が新仲裁法のもとでの仲裁実務に参入され、活躍されることを期待したい。

## 【筆者紹介】

### ■澤田壽夫（さわだ としお）■

ICC国際仲裁裁判所副所長、弁護士、上智大学名誉教授。国際紛争処理の代理人、仲裁（調停）人、顧問を務め、国境を超えた歴史、文化の理解を協調しつつ、仲裁、調停、交渉の研修指導にもあたってきた。UNCITRAL仲裁模範法採択時の日本政府代表。著作に「マテリアルズ国際取引法（共編著）」「オンライン仲裁」、「Hybrid-Arb」、「国際紛争解決の手段としての調停と他の仲裁代替手法」など。

### ■本林 徹（もとばやし とおる）■

1961年 東京大学法学部卒業、司法修習生（15期）  
1963年 東京弁護士会登録  
1986年 東京弁護士会副会長  
1995年 東京弁護士会会長、日弁連国際交流委員会委員長  
1996年 東京三会陪審制度委員会委員長  
1999年 日弁連アジア弁護士会会長会議運営委員会委員長  
2001年 日弁連司法改革実現本部運営委員  
2002年 日弁連会長

### ■高桑 昭（たかくわ あきら）■

東京地裁判事補、法務省民事局付検事兼外務省条約局付、法務省民事局参事官、立教大学教授、京都大学教授等を経て、現在成蹊大学法科大学院教授（2004年4月から）、弁護士。この間、国連国際商取引法委員会、ハーグ国際私法会議等の日本政府代表、国際法協会国際民商事訴訟委員会委員等を勤める。著作に「国際商事仲裁法の研究」、「国際商取引法」、「注解仲裁法（共編著）」「国際取引法（共編著）」など。

### ■花水 征一（はなみず ゆくかず）■

1969年 中央大学法学部卒業  
1973年 弁護士登録、ユアサハラ法律特許事務所（現在パートナー）  
1979年 ロンドン大学留学（Diploma in Shipping Law）  
日弁連外弁委員会副委員長、日弁連ADRセンター副委員長、国際仲裁連絡協議会座長、前日本知的財産仲裁センター運営委員長  
著作に「国際ライセンス契約」、「ライセンサーの倒産とライセンシーのアメリカ合衆国連邦法上の地位」、「パテントプールと独禁法違反」、「専属的合意管轄」など。

### ■手塚裕之（てづか ひろゆき）■

1984年 東京大学法学部卒業  
1986年 第一東京弁護士会登録  
1992年 ハーバード大学ロースクール卒業（LL. M.）  
1993年 ニューヨーク州弁護士登録  
主な業務分野は国際訴訟及び仲裁、会社訴訟、企業買収で、著作に「敵対的企業買収-敵対的TOBへの防衛策とその限界」（M&A 法大全（共著））、「解説実務書式大系 29 紛争解決編Ⅳ国際民事手続（共編著）」、「米国株主代表訴訟の現代的動向と日本における代表訴訟」、「米国における国際仲裁の実務（共著）」など。

## 【編集後記】

日本仲裁人協会には、それぞれの活動内容から様々な部会があり、そのひとつである「広報・国際部会」は、本会報を含めた内外への広報活動を担当しています。その初仕事として日本仲裁人協会会報第1号をここにお届けできることを嬉しく思います。日本仲裁人協会には、この他本誌上でも触れられた研究（仲裁・ADR）・研修の各部会に加えて、企画部会、会員・財務部会の合計5部会があります。研究部会の仲裁分科会・ADR分科会は既に数回の研究会が開催され、今後の具体的な検討テーマもほぼ決まりました。このような独自の活動とともに、日本仲裁人協会ではADR普及活動の一環として、他のADR関係の講演会等にも後援者として積極的に参加し、必要であれば人材も派遣しています。昨年11月に8大学が参加して上智大学で行われたインターカレッジ・ネゴシエーション・コンペティションでは後援だけでなく、多くの会員が審査員として参加しました。またこれらの諸活動をサポートするため、日本仲裁人協会事務局に協会活動全般をみる局長のほか、若手の大変情熱ある8名の事務局次長が置かれており、各部会による具体的活動のフォローアップを行っています。会報は不定期刊行物で、本号が発会后最初の号のため日本仲裁人協会の展望に関する記事が中心となりましたが、今後研究部会の発表を会報でも掲載していきます。自由闊達な研究・意見交換の場を提供していきますので、会報に掲載された意見等が必ずしも協会全体の意見でないことをご承知おき頂ければと思います。最後に、本会報は一読後ファイルしていただき、折りに触れて参照くだされば幸いです。

（国際・広報部会 小林正浩）